

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第15条第1項及び同法施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定により、宮崎市がPFI法に基づき策定を予定している実施方針に関して、次のとおり公表する。

平成30年6月20日

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 【特定事業の名称】 | 宮崎市営住宅新町・追手団地建替事業 |
| 【期間及び概要】 | 3年（予定）
宮崎市営住宅新町・追手団地の建替事業 |
| 【公共施設等の立地】 | 宮崎市営住宅新町・追手団地内 |
| 【実施方針策定の時期】 | 平成31年4月（予定） |